

## 住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 5 年 3 月 2 日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 5 年 2 月 28 日)</p> <p>労働安全衛生法の規定によれば、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては産業医を選任しなければならない。この規定は公立学校である県立神戸高等学校及び県立松阪高等学校（全日制）の 2 校にも適用される。</p> <p>これら 2 校では法律の規定通り産業医が選任されている。しかし法令上月 1 回以上開催しなければならないとされている衛生委員会が、年 2 回のみで開催となっている。また、法令上月 1 回以上の実施が義務づけられている、産業医による職場巡視は年 2 回の衛生委員会の際に行われているのみである。</p> <p>産業医の設置という形式上の法令遵守をアピールする目的のみに月額 25,000～26,000 円の公金が支出されていたとすれば、県の財産に損害を与え、教育行政への信頼をも損なう不当な支出といわざるを得ない。</p> <p>以上のことから、県教育委員会教育長に対し、2022 年度における県立神戸高等学校及び県立松阪高等学校（全日制）の産業医に対する医務謝礼月額 25,000～26,000 円に月数を乗じた金額を自ら県に弁済することや、産業医に謝礼の自主的な返還を求めることといった必要な措置をとることを請求する。</p>	教育委員会